

[事案 2019-235] 新契約無効請求

・令和2年9月15日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

法人が支払った保険料が経理処理において損金計上となることを認識していなかったとして、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年8月に契約した被保険者を法人の代表者等とする2件の終身保険（契約①②）を解約し、その解約返戻金を保険料に充当する方法で、平成30年2月に新たに医療保険（契約③④）を契約したが、保険料が経理処理において損金計上となることを認識していなかったため、契約①②の解約および契約③④の契約を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約③④の契約の際、保険料の払込み方法については、年払とは別に、契約①②を解約し、解約返戻金を保険料に充当する方法もあることを説明した。
- (2) その際、法人を契約者とした場合の経理処理については、契約③④の年払分は支払保険料であること、全期前納される前払保険料は資産計上し、期間の経過とともに支払保険料として取り崩すことを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約③④の申込み時の状況を確認するため、申立人代表者および取締役ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が契約③④の保険料の経理処理について説明しなかったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。